

東根市介護サービス事業所等における事故報告の取扱いについて

1 事故報告について

介護サービスの提供中に事故が発生した場合は、各指定サービス等に係る基準省令で定める「事故発生時の対応」の対応を速やかに行ってください。

今般、「事故発生時の対応」にある「市町村への連絡」について、以下のとおり整理しましたので報告が必要な事故が発生した場合は、利用者及び職員の安全確保を行ったうえで報告を行ってください。

2 事故の定義

(1) 重大事故

①死亡、重篤状態

- ・事故発生原因の如何は問わない（利用者自身の転倒等による事故も含む）。
- ・窒息による死亡等事故を含む。
- ・送迎中の事故により第三者が死亡、重篤状態となった場合も含む。
- ・原因が単なる病気によるものは報告不要（ただし、後日、利用者及び利用者家族等とのトラブルが発生する恐れがあるものについては、報告してください）。

②一定程度の後遺障害、一酸化炭素中毒（事故発生原因の如何は問わない）

③利用者の行方不明

※事業所で行方不明と判断したもの（外部機関への要請の有無・発見されるまでの時間は問わない）。

④火災の発生

⑤自然災害（地震、風水害等）による人的被害、建物の損壊（損壊程度は問わない）及び避難状況等の被災状況

※災害時情報共有システムにて被災状況を報告した場合は、事故報告は不要とする。

(2) その他の事故

①医療上の治療を受けた場合

- ・医師（施設内の医師（配置医も含む。））の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要になった場合をいう。
- ・利用者自身の転倒による怪我也含む。
- ・送迎中の事故により、第三者が負傷した場合も含む。
- ・施設内での誤薬・与薬漏れも含む。（事故報告書に薬品名や薬の用途について具体的に記載すること。）

②死亡等につながる恐れがある場合

- ・物品等（飲食物以外）の重要な部分に破損・故障・汚染・変質等の劣化が生じた事態
- ・飲食物に毒物・劇物等が含有・付着した事態
- ・窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態

③第三者による建物損傷

④施設内での盗難

※ 消費者安全法（平成21年法律第50号）において、地方公共団体の長は消費者事故等に関する情報を得たときは、消費者庁長官に対して通知しなければならないこととされております。

介護サービス事業所等においては、消費（役務）安全性を欠くことが疑われる事故が発生した場合となります。

- ・（1）重大事故のうち通知対象となる事故
 - ①、②、④のうち、消費（役務）安全性を欠くことが疑われる事故
- ・（2）その他の事故のうち通知対象となる事故
 - ①（うち治療期間30日以上を負傷・疾病に限る）及び②の事故のうち、消費（役務）安全性を欠くことが疑われる事故

（3）報告が不要なもの

- ①単なる病気による死亡や重篤状態
- ②医療上の治療を受けなかった怪我

※報告が不要なものであっても、利用者及び利用者家族等とのトラブルが発生する恐れのあるものについては、報告してください。

3 報告書の様式

別紙「事故報告書」を使用してください。

4 報告期日

- （1）重大事故・・・事故発生後速やかに市の介護保険担当に連絡を入れるとともに、原則として事故発生当日に報告書を提出してください。ただし、夜間・閉庁日においては翌開庁日とします。
- （2）その他の事故・・・事故発生後1週間以内に報告してください。

5 報告対象

- （1）市内全ての介護保険サービス施設・事業所、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を報告対象とします。
- （2）市外の介護保険サービス施設・事業所、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅については、サービス利用者の保険者が東根市である場合は市の介護保険担当にも報告をしてください。

なお、県所管事業所における事故については、県にも報告書を提出する必要があります。

6 その他

- ・報告書提出後、事故発生時の状況等について、事業所及び関係者等に対し聞き取り及び関係書類の確認、発生場所での状況確認を行う場合があります。
- ・感染症、食中毒発生時については、保健所の報告基準に基づき、保健所及び市の介護保険担当に報告してください。